
Ⅱ 最適な行政運営の推進

現場機能の強化・効率化

.....17

外郭団体等の経営体制の強化

.....22

定員管理の適正化

.....25

給与等の適正化

.....26

出先機関の再編等

- 各出先機関の担うべき役割を踏まえ、再編を引き続き検討
- 庶務業務の集約化、内部組織体制の簡素・効率化を推進
- 高等学校については、「高等学校再編整備計画」に基づき、教育環境の充実に向けて引き続き検討
- 県立病院については、外部有識者による検討会を設置し、独立行政法人化を含め、経営形態を検討

◆ 出先機関の再編について

・業務内容や災害時の対応など各機関の担うべき役割を踏まえ、健康福祉センターや農林総合事務所、土木事務所など出先機関の再編を引き続き検討します。

◆ 庶務業務の集約化・組織体制の見直しについて

・各出先機関や県立学校に共通する給与事務や旅費支給事務等の庶務事務を集約するとともに、試験研究機関における部制の見直しを進めるなど内部管理業務を簡素で効率的な組織に見直します。

◆ 県立高等学校の再編整備について

- ・坂井、二州、若狭地区等で職業系専門学科の再編整備を行い、適正な学校規模を確保し、魅力ある学科・カリキュラムづくりを進めます。
- ・普通科系学科についても、今後の生徒数の推移を踏まえるとともに、探究心を伸ばし、大学等への進学希望に応える新たな学科・コースの導入や指導の強化を図ります。

◆ 水産高校実習船について

- ・高校再編を機に、今後の水産・海洋教育の見直しを踏まえ、実習船の共同運航等を検討し、コスト抑制に努めます。

◆ 県立病院の経営形態について

- ・県立病院の経営形態の検討に当たっては、外部有識者による県立病院経営形態検討会(仮称)を開催し、広く意見を伺いながら進めます。

試験研究機関の機能強化

- 研究テーマの設定から研究の成果までをわかりやすく「見える化」
- より県民の利益につながるようニーズ調査に基づくテーマ・目標設定や企業・県民など利用者による評価を実施
- 特許権や品種登録など知的財産の積極的な取得・活用を推進

◆ 試験研究の「見える化」について

・当初予算時における次年度の研究課題等の公表や研究成果の一斉発表会、各種広報誌による試験研究成果のPR、小中学校の体験学習・遠足の受入れ等を強化し、より「見える化」を進めます。

◆ 研究開発テーマ・目標の設定や評価について

(現状)研究テーマは各試験研究機関が外部委員を含む評価委員会を開催し、課題設定時から成果普及後まで評価しています。

・今後は、これに加え、より県民の利益につながる研究開発とするため、ニーズ調査を踏まえて研究開発テーマ・目標を設定するとともに、企業・県民など利用者からの評価を実施します。

◆ 中期的な目標の設定について

・特許権など知的財産(平成23年4月現在、123件取得)を活用した企業の新製品開発の支援やさらなる知的財産の取得、消費者志向に合ったコシヒカリに代わる新しい品種の開発等、試験研究機関ごとに中期的な目標を定めて研究開発に取り組めます。

公共施設等の運営主体の最適化

- 既に指定管理者制度に移行した施設の状態を見極めながら、県が直営している施設への指定管理者制度の導入を検討
- 指定管理者への民間の参入を促進するため、公募制度の運用を改善
- 民間等への移譲による施設運営の効率化を推進

◆ 指定管理者制度の導入の検討について

・生活学習館や自然保護センター、海浜自然センター、武道館等について、指定管理者制度の導入を検討します。

◆ 指定管理者の公募制度の運用改善について

・民間事業者の参入を促進するため、指定管理に係る業務内容の検証や申請者が企画提案しやすくなる募集期間の設定など指定管理制度の運用を改善します。

◆ 民間への移譲について

・美山荘や若越みどりの村、若越ひかりの村について、民間への移譲を進めます。(平成24年4月実施予定)

施設の有効活用・処分

- 公共施設(建物、橋梁等)、農業水利施設等の長寿命化
- 利用見込みのない施設の有効活用や売却など処分を推進
- 出先機関等の統合や県立学校再編等に伴う空きスペースの有効活用

- ◆ 公共施設等の長寿命化について
 - ・公共施設等の計画的な点検・修繕や耐震化を行い、長寿命化を図ります。
- ◆ 施設の有効活用および処分について
 - ・電気ビル、県民会館など活用見込みのない県有施設は解体し、敷地は売却または民間への貸付も含めた有効活用を図ります。
 - ・施設の空きスペースについては、部局を越えた利活用を進めるとともに、民間への貸付など有効活用を図ります。
 - ・県立高校の再編により、高校として使用しなくなる校舎等についても、他の施設への転用など有効活用を図ります。
- ◆ 県有財産の管理の適正化・有効活用について
 - ・「ファシリティマネジメント導入基本方針(仮称)」を策定し、施設の保全数量縮小や共同利用等による集約化、計画的な保全を推進します。

外郭団体等の統合等

- 団体の統合等により団体の基盤強化を図るとともに、目的を達成した団体を解散
- すこやかシルバー病院について、その機能や役割を整理し、運営形態を含めて検討

◆ 団体の統合等について

・産業廃棄物処理公社と企業公社の統合や建設技術公社と道路公社の総務部門の集約化を進めます。

◆ 団体の解散について

・町村開発公社、大学等学術振興基金、各種産業振興基金協会等の解散を進めます。

◆ すこやかシルバー病院について

・認知症高齢者対策におけるすこやかシルバー病院の機能、役割を整理し、認知症医療・介護の関係者等から意見を聞きながら、同病院がその機能、役割を果たすための方策について運営形態を含めて検討します。

経営の健全化と自立的運営の促進

- 県が指導・監督する対象団体を拡大するとともに、外郭団体等の経営健全化に関する新たな指針を策定し、団体の効率的な運営を推進
- 県から外郭団体等に派遣している職員の引揚げや補助金の縮減を行い、自立的運営を促進
- ふくい農林水産支援センター林業部門(旧林業公社)の経営健全化

- ◆ 指導対象団体の拡大について
 - ・指導対象団体を、これまでの「県が資本金等の2分の1以上を出資している公益法人や土地開発公社等の土木三公社など県と密接な関係を有する団体(17団体)」から「県が資本金等の4分の1以上を出資している団体(32団体)」に拡大します。
- ◆ 効率的な運営の推進について
 - ・外郭団体等の組織・定員の適正化や経費の節減、自主財源の確保など効率的運営を指導する新たな指針を作成します。この指針に基づき、団体の運営状況や事業内容の点検、外部有識者による評価を実施します。
 - ・点検・評価の結果等を踏まえ、事業執行体制の見直しや適正な財務諸表の作成、安全な資金運用等について指導を徹底します。
- ◆ 外郭団体等への職員の派遣について
 - ・外郭団体等の自立的な運営を促進し、県から外郭団体等へ派遣している職員の引揚げを順次進めます。

◆ 補助金の縮減等について

- ・団体の効率的な経営を促進し、補助金の縮減を図ります。
- ・公益法人制度改革により一般財団・社団法人へ移行予定の団体や民間企業で県の関与を縮小することが適当な団体について、出資金の引揚げ等を要請します。

※公益法人制度改革…従来の財団法人、社団法人は、平成25年11月末までに、新制度に基づく公益財団・社団法人または一般財団・社団法人への移行申請を行うことが必要

◆ 職員の再就職について

- ・職員の再就職について、就職先・役職名を公表し、公正性と透明性の向上を図ります。
- ・民間企業への再就職者については、営業活動の規制等について検討します。

◆ ふくい農林水産支援センターの林業部門について

- ・一層の収入の確保、支出の削減とともに、分収契約の見直し等により債務を縮減します。
- ・平成23年秋までに外部委員による検討委員会で具体的改善策等を検討し、当該年度末までに経営見直し方針を決定します。

職員数の適正な管理を継続

- 一般行政部門の職員数については、平成23年4月から平成28年4月までの5年間で3.0%削減
- 病院や教育、警察など一般行政部門以外の部門については、行政需要に的確に対応できる適正な定員管理を継続

◆ 職員数の適正化について

- ・引き続きアウトソーシング(外部委託)の活用や指定管理者制度の導入、出先機関の組織見直し等を進め、職員数の適正化を継続します。
- ・平成30年の国体開催に必要な職員の一時的増員については、上記削減とは別に適正な数を確保します。
- ・一般行政部門以外の教育、警察、病院部門等の職員数については、国の法令等による配置基準を参考に適正な定員管理を行います。
- ・今後の定年延長や国の出先機関廃止に伴う人員の移管等については、必要に応じて定員を見直します。

	H17.4	H23.4	H17.4~H23.4		⇒	H28.4	H23.4~H28.4	
			削減数	削減率			削減数	削減率
一般行政部門の職員数	3,229人	2,873人	△356人	△11.0%		2,785人	△88人	△3.0%
県全体の職員数	14,416人	13,536人	△880人	△6.1%		13,408人	△128人	△1.0%

(28年4月の職員数には、国体による増加人数を含まない。)

給与等の適正化を継続

- 特別職の報酬や手当について、支給形態の見直しや支給水準の引下げ
- 一般職の給与について、経済情勢や国・他県の動向等を踏まえ、適正な給与水準を維持

◆ 特別職の退職手当について

・知事の退職手当の支給割合を100分の70から100分の60に引き下げます。(平成23年4月実施済)

◆ 行政委員の報酬について

・現在月額で支給されている非常勤行政委員の報酬について、各委員会における委員の職責や活動実績等を考慮した上で、一部、日額化します。

【現在月額で支給されている行政委員会】

教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会

◆ 一般職の給与について

・一般職の給与について、民間企業の状況や国・他県の動向を踏まえ、適正な給与水準を維持します。技能労務職については、給料表の水準を約20%引き下げます。

・特殊勤務手当について、社会情勢や業務内容の変化を踏まえ、月額手当の日額化や支給額の引下げ、手当の廃止・統合を行います。